

定額減税補足給付金(不足額給付)<sup>(※)</sup>申請書

※ 定額減税補足給付金(不足額給付)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)<sup>注</sup>の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)
鎌ヶ谷市長 殿



※本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、鎌ヶ谷市において支給要件に該当するか審査の上で、支給可否及び支給額を決定します。

## 【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年中に他の市区町村や海外から鎌ヶ谷市に転入され、令和7年度個人住民税の課税自治体が鎌ヶ谷市で支給要件に該当する方。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
  - ・令和6年所得額が令和5年所得額より小さかった方(例：令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
  - ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例：お子さまが出生された方) など
- 令和6年度及び令和7年度個人住民税課税自治体が鎌ヶ谷市であり、支給要件に該当するが鎌ヶ谷市から案内書や確認書が届いていない方。 など

## 1. 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )
令和6年1月1日時点の住所			

## 【代理申請を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
	代理人氏名		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ( )
上記の者を代理人と認め、定額減税補足給付金(不足額給付)申請書の提出・給付金の受給に関する権限について委任します。					署名
					本人氏名

## 2. 振込口座(原則、1.の申請者の口座とします。)

※希望する振込口座をご記入ください。(通帳等の振込先金融機関口座確認書類の写しを添付してください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入下さい。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード	1普通 2当座		

  

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	※		

裏面も必ずご確認ください  
(表)

**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。**

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い鎌ヶ谷市において算定した支給額が支給されます。鎌ヶ谷市における算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金(不足額給付)は支給されません。

**【支給要件】**

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数<sup>※1</sup> - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数<sup>※2</sup> - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 調整給付金(当初給付分)の額

- ② 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、鎌ヶ谷市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。
- ⑤ 本給付金と同様の給付金を鎌ヶ谷市または他の市区町村で既に支給されていません。
- ⑥ 鎌ヶ谷市が支給決定した後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了できず、かつ、令和8年1月30日までに、修正が行われない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金の支給後、本申請について虚偽があることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

**提出書類**

**【必ずご提出いただくもの】**

『定額減税補足給付金(不足額給付) 申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

申請者(または代理人)の氏名など(表面)

振込口座(表面)

誓約・同意事項(裏面)

署名(裏面)

『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を添付してください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を添付してください。

**【令和6年中に他の市区町村から鎌ヶ谷市に転入されてきた方はご提出ください】**

『調整給付金の支給確認書 または 支給決定通知書 などの写し(コピー)』

※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。

↓ 支給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、

下記の令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。

『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』

**【令和6年分所得税や令和6年度住民税に変更がある方はご提出ください】**

『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』

※ 給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。

**【署名欄】**

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

(裏)